

議案第五十二号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議  
決を求めらる。

平成二年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年六月二十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「千円」を「千三百円」に改める。

別表中  
「

二三円	一、九〇〇円	八、九〇〇円	九、九〇〇円	一、九〇〇円
-----	--------	--------	--------	--------

」を

「

三七円	二、六〇〇円	一一、八〇〇円	一三、一〇〇円	二、六〇〇円
-----	--------	---------	---------	--------

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅

行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。